



平成 22 年 9 月 21 日

各 位

会社名 コナミ株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 上月 景正  
 (コード：9766 東証第一部、ニューヨーク、ロンドン)  
 問合せ先 社長室経営企画グループ 統括マネージャー 山地 康之  
 (TEL. 03-5770-0075)

会社名 アビリット株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 濱野 雅弘  
 (コード：6423 東証・大証 第一部)  
 問合せ先 管理本部副本部長 兼 総務部長 光森 孝善  
 (TEL. 06-6243-7770)

### コナミ株式会社とアビリット株式会社の株式交換契約締結について

コナミ株式会社（以下「コナミ」といいます。）とアビリット株式会社（以下「アビリット」といいます。）は、平成 22 年 9 月 21 日開催の両社の取締役会において、コナミを完全親会社、アビリットを完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、本日、株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本株式交換は、平成 22 年 11 月 29 日開催予定のアビリットの臨時株主総会の決議によって本株式交換契約の承認を受けたうえ、平成 23 年 1 月 1 日を効力発生日として行う予定です。また、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、コナミは株主総会の承認を受けない簡易株式交換として行う予定です。

#### 1. 本株式交換の目的

コナミは娯楽事業を中心に経営基盤の強化を図りながら事業を拡大してまいりました。この度、娯楽事業の一環として新規事業に取り組む中、遊技機業界で実績のあるアビリットをグループに迎えることといたしました。

一方、アビリットはパチスロを中心に事業を拡大してまいりましたが、昨今の業績低迷を受け財務体質及び経営基盤の強化が喫緊の課題となっています。今回、収益・事業基盤の強化へ向けて、コナミグループの一員として再起を図ることが最良であると判断するに至りました。

今後コナミグループの経営資源とアビリットの持つ豊富な遊技機関連事業のノウハウとを融合し、アビリット及びコナミグループの更なる企業価値向上に取り組んでまいります。

#### 2. 本株式交換の要旨

##### (1) 本株式交換の日程

平成 22 年 9 月 21 日	株式交換契約承認取締役会（両社）
平成 22 年 9 月 21 日	株式交換契約締結
平成 22 年 10 月 8 日（予定）	株式交換契約承認株主総会基準日公告日（アビリット）
平成 22 年 10 月 22 日（予定）	株式交換契約承認株主総会基準日（アビリット）
平成 22 年 11 月 29 日（予定）	株式交換契約承認株主総会開催日（アビリット）
平成 22 年 12 月 27 日（予定）	最終売買日（アビリット）
平成 22 年 12 月 28 日（予定）	上場廃止日（アビリット）
平成 23 年 1 月 1 日（予定）	株式交換実施予定日（効力発生日）

（注）コナミは、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、本株式交換契約についてコナミの株主総会決議による承認を受けないで本株式交換を行う予定です。なお、今後、本株式交換手続を進める中で本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合等には、両社間で協議し合意のうえ、日程、手続、又は条件等を変更する場合があります。また、株式交換契約に定める一定の事由が発生した場合には、株式交換契約は失効し、本件株式交換が中止される可能性があります。

(2) 本株式交換の方式

コナミを完全親会社、アビリットを完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、コナミについては会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続によりコナミの株主総会決議による承認を受けず、また、アビリットについては平成 22 年 11 月 29 日開催予定の臨時株主総会の決議による承認を受けた上で、平成 23 年 1 月 1 日を効力発生日として行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	コナミ (株式交換完全親会社)	アビリット (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	0.052
本株式交換により交付する株式数	普通株式：2,232,318 株（予定）	

(注 1) 株式の割当比率

アビリットの普通株式 1 株に対して、コナミの普通株式 0.052 株を割当て交付します。なお、本株式交換実施前において、コナミはアビリットの株式を保有しておりません。また、コナミが保有する自己株式 10,039 千株を本株式交換による株式の割当てに使用いたしません。なお、コナミ、アビリットともに上記数値は 2010 年 6 月 30 日現在の発行済み株式数及び自己株式数を元に計算しております。

(注 2) 本株式交換により交付するコナミの株式数

コナミは本株式交換により、2,232,318 株を割当て交付する予定です。なお、アビリットは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、効力発生日における、本株式交換に係るコナミの普通株式の割当て及び交付がなされる前の時点（本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求があった場合には、この買取りの効力発生後であって、かつ、本株式交換に係るコナミの普通株式の割当て及び交付がなされる前の時点をいい、以下「基準時」といいます。）において保有する自己株式を基準時において消却する予定です。本株式交換により割当て交付する株式数については、アビリットにより自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、コナミの単元未満株式（100 株未満の株式）を所有することとなる株主が新たに生じることが見込まれます。特に、所有されているアビリットの普通株式が 1,923 株未満であるアビリットの株主の皆様は、コナミの単元未満株式のみを所有することとなる見込みであり、アビリットの全株主数の 8 割を超える株主（平成 22 年 6 月 30 日現在のアビリットの株主名簿による割合であり、現在は異なる可能性があります。）が該当するものと思われます。単元未満株式を取引所市場において売却することはできませんが、コナミの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれては、コナミの株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度（100 株未満の株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、コナミの単元未満株式を所有する株主の皆様がコナミに対し、所有されている単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（100 株への買増し）

会社法第 194 条第 1 項及びコナミの定款の定めに基づき、コナミの単元未満株式を所有する株主の皆様がコナミに対し、所有されている単元未満株式と合わせて 1 単元となる数の単元未満株式の買増しを請求することができる制度です。

なお、本株式交換により多数の単元未満株主が生じることとなりますが、コナミは、投資単位（単元株式数。現在は 100 株）の引下げについては、費用と効果のバランスや今後の株式市場の動向等を総合的に勘案して、引き続き検討してまいります。

(注 4) 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、コナミの普通株式 1 株に満たない端数の割当てを受けることとなるアビリットの現株主の皆様に対しては、会社法第 234 条に従い、1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

アビリットは平成 21 年 7 月に新株予約権及び新株予約権付社債を発行しております。新株予約権については、同社がその発行条件で記載しているように、1 ヶ月以上前に事前通知または公告を行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個当たりの発行価額と同額となる 40 円の価額で同社が取得する予定です。また、新株予約権付社債については、第 5 回、第 6 回分が未償還となっておりますが、本株式交換につき株主総会で承認決議した場合、残存する社債の全部を本新株予約権

付社債の額面 100 円につき金 100 円で繰上償還いたします。

(5) その他

①本株式交換契約の解除等

本株式交換契約の締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、コナミ又はアビリットの財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合には、コナミ及びアビリットが協議のうえ、本株式交換の内容を変更し、又は本株式交換契約を解除して本株式交換を中止することができることとされています。

また、本株式交換契約の締結日からアビリットによる本株式交換の承認に関する臨時株主総会の招集通知発送日又は効力発生日までの間において、本株式交換契約に別途定める、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、又は本株式交換契約の目的の達成が困難となる事態が発生した場合には、本件株式交換契約の効力が当然に失効することがあります。

②基準日設定

コナミは、本株式交換に係る株式買取請求権を行使することができる株主を確定するため、平成 22 年 10 月 22 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、上記株式買取請求権を行使することができる株主とする予定です。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の根拠

本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、各社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、コナミはプライスウォーターハウスクーパース株式会社（以下「PwC」といいます。）を、アビリットは株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定しました。

PwCは、コナミ株式については、コナミが株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準方式（平成 22 年 9 月 17 日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、算定基準日以前の 1 ヶ月及びアビリットによる「業績予想の修正に関するお知らせ」、「平成 22 年 12 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」の公表日の翌営業日である平成 22 年 8 月 11 日から算定基準日までの期間の出来高加重平均値及び株価終値平均値）を採用して算定を行いました。アビリット株式については、アビリットが東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準方式（平成 22 年 9 月 17 日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、算定基準日以前の 1 ヶ月及びアビリットによる「業績予想の修正に関するお知らせ」、「平成 22 年 12 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」の公表日の翌営業日である平成 22 年 8 月 11 日から算定基準日までの期間の出来高加重平均値及び株価終値平均値）を採用して算定を行いました。加えて、多面的な分析を実施するために修正簿価純資産方式を採用して算定を行いました。なお、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式については、平成 22 年 12 月期第 2 四半期報告書において継続企業の前提に関する重要な疑義が存在すること及びアビリットの将来キャッシュ・フロー及び利益を予測することが困難なため採用しておりません。PwCによる本株式交換比率の算定結果の概要は、以下のとおりです（コナミ株式の 1 株あたり株式価値を 1 とした場合の各算定手法による評価レンジを記載しております。）。

算定手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価基準方式	0.045～0.052
修正簿価純資産方式	0.033～0.052

PwCは、上記株式交換比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、個別に各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社より得た財務予測に関する情報については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。PwCによる株式交換比率の算定は、平成 22 年 9 月 17 日までの情報と経済条件等を反映したものであります。

なお、PwCによる株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

プルータスは、コナミ株式については、コナミが株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準方式（平成 22 年 9 月 17 日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、算定基準日以前の 1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、及びアビリットによる「業績予想の修正に関するお知らせ」、「平成 22 年 12 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕

(連結)」の公表日の翌営業日である平成 22 年 8 月 11 日から算定基準日までの期間の株価終値平均値)を採用して算定を行いました。アビリティ株式会社については、アビリティが東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準方式(平成 22 年 9 月 17 日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、算定基準日以前の 1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、及びアビリティによる「業績予想の修正に関するお知らせ」、「平成 22 年 12 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表日の翌営業日である平成 22 年 8 月 11 日から算定基準日までの期間の株価終値平均値)を採用して算定を行いました。さらに、参考情報として、多面的な分析の観点から修正簿価純資産方式についても採用し、算定を行いました。ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式については、平成 22 年 12 月期第 2 四半期報告書において継続企業の前提に関する重要な疑義が存在すること及びアビリティの将来キャッシュ・フロー及び利益を予測することが困難なため採用しておりません。プルータスによる本株式交換比率の算定結果の概要は、以下のとおりです(コナミ株式の 1 株あたり株式価値を 1 とした場合の各算定手法による評価レンジを記載しております)。

算定手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価基準方式	0.045~0.062
修正簿価純資産方式	0.076

なお、プルータスは、本株式交換比率算定にあたり検討した公開情報及び両社から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また両社とその関係会社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。また、プルータスによる株式交換比率の算定は、平成 22 年 9 月 17 日までの情報と経済条件等を反映したものであります。

なお、プルータスによる株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

## (2) 算定の経緯

コナミ及びアビリティは、上記第三者算定機関から提供を受けた株式交換比率の分析結果を参考に、かつ、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、交渉・協議を重ねた結果、それぞれ上記 2.

(3)の株式交換比率は両社株主の利益に資するものであると判断し、本日開催された各社の取締役会において承認を受け、本株式交換における株式交換比率を決議いたしました。

## (3) 算定機関との関係

算定機関である PwC 及びプルータスのいずれも、コナミ及びアビリティから独立しており、コナミ及びアビリティの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

## (4) 上場廃止となる見込み及びその理由

本株式交換により、その効力発生日である平成 23 年 1 月 1 日をもってアビリティはコナミの完全子会社となり、完全子会社となるアビリティの株式は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、平成 22 年 12 月 21 日に上場廃止(最終売買日は平成 22 年 12 月 20 日)となる予定です。

上場廃止後は東京証券取引所及び大阪証券取引所においてアビリティ株式を取引することはできません。

本株式交換は、上記 1. のとおり、アビリティをコナミの完全子会社とすることによって、両社の企業価値の向上を図ることを目的とし、アビリティの普通株式の上場廃止を直接の目的とするものではありませんが、上記のとおり、結果として、アビリティの普通株式は上場廃止となる予定です。

本株式交換の対価として交付されるコナミの普通株式は、東京証券取引所、ニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」といいます。)、ロンドン証券取引所(以下「LSE」といいます。)に上場されているため、本株式交換後においても、本株式交換によりコナミの単元株式数である 100 株以上のコナミの普通株式の割当てを受ける株主の皆様は、株式の所有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の株式について引き続き東京証券取引所、NYSE、LSE において取引が可能であり、株式の流動性は確保されるものと考えております。

本株式交換に伴いコナミの単元株式数である 100 株未満の普通株式を所有することとなる株主の皆様におかれては、取引所市場において単元未満株式を売却することはできませんが、コナミの単元未満株式の買取制度及び買増制度をご利用いただくことができます。これのお取り扱いの詳細に関しましては、上記 2. (3) (注 3) をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1 株に満たない端数の割当てを受けることとなる場合のお取り扱いの詳細

に關しましては、上記2. (3) (注4) をご参照ください。

なお、アビリットの株主の皆様は、最終売買日である平成22年12月20日(予定)までは、東京証券取引所及び大阪証券取引所において、その所有するアビリット株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める権利を行使することができます。

(5) 公平性を担保するための措置

コナミは、アビリットの発行済み株式を所有していませんが、本件株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、コナミ及びアビリットがそれぞれ個別に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼しました。

コナミは、第三者算定機関であるPwCに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてアビリットとの間で交渉・協議を行い、上記2. (3)の株式交換比率により本株式交換を行うことを、平成22年9月21日開催の取締役会で決議しました。なお、PwCが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

アビリットは、第三者算定機関であるプルータスに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてコナミとの間で交渉・協議を行い、上記2. (3)の株式交換比率により本株式交換を行うことを、平成22年9月21日開催の取締役会で決議しました。プルータスが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。なお、アビリットは、法務アドバイザーとして臼井総合法律事務所を選任し、同事務所より本株式交換の手続き及び意思決定の方法・過程等について助言を受けました。

(6) 利益相反を回避するための措置

アビリットの取締役会及びコナミの取締役会においては、それぞれコナミの役職員、アビリットの役職員を兼務する取締役がないため、特段の措置を講じておりません。

4. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社 (平成22年3月31日)	株式交換完全子会社 (平成21年12月31日)
(1) 名称	コナミ株式会社	アビリット株式会社
(2) 所在地	東京都港区赤坂9丁目7番2号	大阪府中央区南船場二丁目9番14号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 上月 景正	代表取締役社長 濱野 雅弘
(4) 事業内容	娯楽事業と健康事業を通じたグループの経営戦略・経営管理	パチスロ遊技機、パチンコ遊技機、医療環境機器及びその周辺機器の製造・販売
(5) 資本金	47,399百万円	6,401百万円
(6) 設立年月日	1973年3月19日	1956年7月28日
(7) 発行済株式数	143,500,000株	37,098,993株
(8) 決算期	3月末日	12月末日
(9) 従業員数	5,708人(平成22年3月31日現在)	170人(平成21年12月31日現在)
(10) 主要取引先	株式会社コナミデジタルエンタテインメント、 Konami Gaming, Inc.、 株式会社コナミスポーツ&ライフ、 KPE株式会社	アビリット販売株式会社 Biz Share株式会社 全国遊技場 佐藤商事株式会社
(11) 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行、 株式会社三菱東京UFJ銀行、 住友信託銀行、 みずほコーポレート銀行	株式会社三井住友銀行、 りそな銀行、 住友信託銀行、 みずほ銀行、 百五銀行
(12) 大株主及び持株比率	財団法人上月スポーツ・教育財団 10.24%  コウツキホールディング 9.43%  日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 7.47%	濱野佳子 5.21%  佐藤商事株式会社 5.18%  Athena Investment (Cayman) LTD. 4.64%  濱野雅弘 3.25%

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7.47%	有限会社平成	2.36%
コウヅキキャピタル株式会社	4.90%	角村佳英	1.81%
株式会社三井住友銀行	2.88%	日本金銭機械株式会社	1.66%
資産管理サービス信託銀行株式会社	2.64%	大阪証券金融株式会社	1.36%
JP モルガン証券株式会社	2.09%	CBNY-DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE SMALL COMPANY SERIES	1.21%
シービーエヌワイユーエムビーファンド	1.25%	石井治夫	0.79%
三菱 UFJ 証券株式会社	1.06%		

(13) 当事会社間の関係

資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社との関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	コナミ（連結）			アビリティ（連結）		
	20年3月期	21年3月期	22年3月期	19年12月期	20年12月期	21年12月期
連結純資産	187,083	183,539	189,231	9,536	9,753	5,121
連結総資産	319,248	301,670	298,198	33,823	18,573	10,954
1株当たり連結株主資本（円）	1,330.88	1,338.46	1382.16	-	-	-
1株当たり連結純資産（円）	-	-	-	275.74	282.01	140.17
連結売上高	297,402	309,771	262,144	19,978	11,357	6,309
連結営業利益	33,839	27,361	18,664	-6,536	-1,735	-2,966
連結経常利益	-	-	-	-6,603	-2,039	-3,119
連結当期純利益	18,345	10,874	13,314	12,370	122	-5,124
1株当たり連結当期純利益又は当期純損失（円）	133.63	79.30	99.76	-357.67	3.53	-144.98
1株当たり配当金（円）	54.00	54.00	54.00	-	-	-

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

5. 株式交換後の状況

		株式交換完全親会社
(1) 名 称		コナミ株式会社
(2) 所 在 地		東京都港区赤坂9丁目7番2号
(3) 代表者の役職・氏名		代表取締役社長 上月 景正
(4) 事 業 内 容		娯楽事業と健康事業を通じたグループの経営戦略・経営管理
(5) 資 本 金		47,399 百万円
(6) 決 算 期		3 月末日
(7) 純 資 産		現時点では確定していません
(8) 総 資 産		現時点では確定していません

## 6. 会計処理の概要

本株式交換は、コナミによるアビリットの株主からの新規取得に該当します。なお、本株式交換に伴いコナミの連結財務諸表上のれん（又は負ののれん）が発生する見込みですが、発生するのれん（又は負ののれん）の金額は現時点では未定です。

## 7. 今後の見通し

コナミは本株式交換によりアビリットの完全親会社となり、本株式交換によるコナミ及びアビリットの業績に与える影響は、連結及び個別とも軽微であると見込んでおります。

以上

（参考）コナミの当期連結業績予想及び前期連結実績

	連結売上高	連結営業利益	連結当期純利益
当期業績予想 （平成 23 年 3 月期）	285,000	24,500	13,500
前期実績 （平成 22 年 3 月期）	262,144	18,664	13,314

（単位：百万円）